

長野市監査委員告示第8号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成21年7月24日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	三	井	経	光
同	祢	津	栄	喜

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>監査対象 株式会社エムウェーブ</b></p> <p><b>5 スポーツ振興のための寄付金について</b> (報告書 31 ページ)</p> <p>発生した利益の一部をスケート振興のため還元することが、寄附の趣旨と考えられる。その活動は評価できるが、スケート振興のために必要であれば、長野市が直接各団体に資金援助を行なうべきである。</p> <p>株エムウェーブを通しての寄附は、資金の流れが見えにくくなる。平成 19 年度エムウェーブの部門別損益はマイナスとなっているが、寄附をしなければプラスである。</p> <p>株エムウェーブの収入は、長野市などからの指定管理料のみが原資ではないが、それがかなりの部分であることも事実である。</p> <p>株エムウェーブの活動は評価できるが、スケート振興のためであれば、長野市と株エムウェーブとが協議し、長野市が資金援助の方法を考えるべきである。指定管理料を少しでも下げる努力をすることが、株エムウェーブの評価につながると考える。 (観光課、エムウェーブ)</p> <p><b>7 指定管理料</b> (報告書 37 ページ)</p> <p>(1) 予算実績差異分析について</p> <p>ビッグハットの指定管理料の算定に関して、株エムウェーブの要求金額は 175,000 千円（税込）であったが、査定により 155,000 千円（税込）に決定されたと説明を受けている。決算では 45,593 千円の経常利益を計上している。</p> <p>決算で 45,593 千円の経常利益を計上したが、所管の長野市観光課において、株エムウェーブの予算と実績との詳細な差異分析が行われていたのかが疑問である。</p> <p>18 年度は、指定管理者制度が導入された年度であり、「ビッグハット」の管理運営は、ながの観光コンベンションビューローから株エムウェーブに交代している。予算と実績の差異分析が残っていないことについては疑問を感じる。</p>	<p>これ以上スケート振興のために、市の資金援助は難しい。株エムウェーブにおいては、引き続き会社設立の精神であるスポーツ振興の趣旨にのっとり、長野市スケート協会等に対し支援を進めていく方針である。 (観光課、エムウェーブ)</p> <p>株エムウェーブの営業努力によるものであり、経費については光熱水費の縮減等を図ったものである。今後は詳細の分析を図り適正な指定管理料を算定する。 (観光課)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>特に業務委託費、水道光熱費、その他施設費については詳細な分析が必要であったはずである。</p> <p>指定管理料の算定方式（指定管理料＝管理経費－委任業務に係る利用料金等の収入）をもとに単純に考えれば、予算上利用料金等の収入を少なく計上するか、管理経費を過大に計上すれば指定管理料は増額する。したがって、指定管理料の基礎になる予算の妥当性を検討するために、予算と実績を分析しなければ適正な指定管理料は算定できないはずである。</p> <p>今回のように指定管理者制度に移行し施設管理者が交代し、しかも予算と実績に大きな差異が生じたときは、その詳細な分析が重要であったはずである。</p> <p style="text-align: right;">(観光課)</p> <p><b>9 床材について</b></p> <p style="text-align: right;">(報告書 40 ページ)</p> <p>現在地下駐車場に保管されかなりのスペースを占めている。計画性をもって備品を購入すべきであったし、取得価額が明確でないというのも一般的には考えられない。売却又は有効利用できるものであれば有効利用を考えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(観光課)</p> <p><b>11 長期滞留棚卸資産について</b></p> <p style="text-align: right;">(報告書 43 ページ)</p> <p>過去の推移から判断すると毎年商品在庫は約 1 百万円ずつしか減少していない。単純に計算して、長野オリンピック関連の商品がなくなるには、今後 10 年以上かかることになる。長野オリンピック関連の商品の今後のニーズは不明だが、財務の健全性より売却可能性を判断し評価損または処分を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(観光課、エムウェーブ)</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>市有施設での活用を検討したが利用が見込めないため、納入元に対して床材の活用方法の検討及び有償での引取りを求めるとともに、売却についても検討する。</p> <p style="text-align: right;">(観光課)</p> <p>（株）エムウェーブでは、長期滞留棚卸資産の処分を鋭意進めているところである。</p> <p style="text-align: right;">(観光課、エムウェーブ)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>監査対象 社団法人長野市開発公社</b></p> <p><b>5 補助金について</b> (報告書 55 ページ)</p> <p>市が給付する補助金は、事業の公益性を精査することにより補助の必要性を検討し必要最小限とすべきである。</p> <p>近年、公社には霊園事業を除き外郭団体としての開発事業は少なく、市が設置した施設の指定管理業務を主たる業務としており、公社の経営のかかなりの部分が市の公の施設の管理に依存している。指定管理事業ではおおむね損益が均衡している。このうち利用料金制で運営している松代荘は黒字である。自主事業のうち、市との関係が深い、市有地の臨時駐車場の管理業務も霊園業務と事務局業務を兼務するなど職員の効率的な配置等により黒字である。</p> <p>公社の財政状態は良好であり、市の厳しい財政状態を鑑みると、市が公社に対して運営補助金の支給を継続する積極的な理由に乏しい。</p> <p>長野市では、平成 19 年度から「外郭団体見直し指針」に沿って運営等の改革について公社と協議しており、運営補助金については、平成 20 年 4 月に「他の事業者との同一競争条件を確保するため早期に見直しが必要であるため、公社の中期経営計画に鑑み、計画期間である平成 24 年までのできるだけ早期に廃止するように指導する」との方向性を決め、公開している。また、これに基づき、平成 20 年度より、派遣職員を 1 名に減員し、運営補助金の減額を行っている。</p> <p>運営補助金の廃止時期について「平成 24 年までのできるだけ早期」の時期を具体的に明確にし、早期に廃止すべきである。</p> <p>(企画課、市開発公社)</p>	<p>「平成 24 年度までのできるだけ早い時期に廃止する」という方針に沿って、開発公社の中期経営計画、法人移行や施設運営の方向性等も考慮しつつ、できるだけ早期に具体的な時期を決定していく。</p> <p>(企画課、市開発公社)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><b>6 指定管理者制度関連について</b>            （報告書 58 ページ）</p> <p>(3) 市のモニタリング体制について            公社には、部門損益計算書の作成過程の問題点（9. 会計処理について(1)参照）、決算と大きな差異が生じる予算の問題点（10. 予算計上について参照）が存在している。            非公募で選定された指定管理事業については、指定管理料の算定基礎となる予算、決算に対する踏み込んだ検討、チェックが必要であり、このための体制を整えることが必要である。透明性の確保に努めるべきである。これが可能になるように、公社が市に対して提出する資料にも改善を加えるべきである（9. 会計処理について参照）。            （高齢者福祉課、健康課、観光課、体育課、市開発公社）</p> <p style="text-align: right;">（報告書 60 ページ）</p> <p>(4) モニタリング評価について</p> <p>③城山動物園            城山動物園の人件費は、実際発生額を予算金額に置き換えている（9. 会計処理について(1)①参照）。実際発生額で計算すると、実際には赤字である。当然市への納付金は本来ゼロである。実績を前提にすればモニタリング評価（事業収支について評価 4＝目標値以上の結果で評価できる。）が変わる可能性がある。            （公園緑地課、市開発公社）</p> <p>④長野市総合レクリエーションセンター            長野市総合レクリエーションセンターの総合評価はB（「期待値をやや上回る」）で、評価理由の一つに、「利益を確保し、市へ利益精算金を納付した。」と記載されている。実際には運営管理部門に内部経費を計上したものがあり、それを除外すると納付金が増額する（9. 会計処理について(1)③参照）。            （体育課）</p>	<p>公社では、部門損益計算書の作成過程の問題点に対して、平成 20 年度決算から実績での決算を行うなど、改善を図ったことから、市としては、予算・決算については根拠となる資料を提出させ、厳格なモニタリングによるチェック、査定を行っていく。            （高齢者福祉課、健康課、観光課、長野市開発公社）</p> <p>予算・決算については、根拠となる資料を提出させ、十分な検討、チェック、査定を行う。また指定管理業務に従事する職員の財務諸表の分析能力の向上、及びそのための研修、職員体制の整備を行う。            （体育課）</p> <p>平成 20 年度決算から実際発生額により計上した。            （公園緑地課、市開発公社）</p> <p>平成 19 年当時提出された「サンマリーンながの」の決算書において内部取引は確認できなかったことから、当時のモニタリング評価でB判定としたことは適正と考える。なお、今後は決算資料の根拠となる帳簿等を基に詳細なヒアリングを行い、正確なモニタリング評価を行う。            （体育課）</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(報告書 60 ページ)</p> <p>⑤飯綱高原観光施設 飯綱高原観光施設の総合評価はBで、施設の維持管理は評価3（「標準値。業務等が適切で目標値に達している場合。市の指導を受けることなく協定や仕様書等に基づく施設の管理・運営を適切に行い、実施計画に基づく管理運営や事業の実施が期待どおりの水準の場合。」）になっている。ここでは、特に受託工事費の予算、実績の差異についてコメントは記載されていない。 受託工事費の予算は18年度と同じ31,028,000円で計上され、これをもとに指定管理料が算定されたにもかかわらず、前シーズンが少雪で極端に稼働が少なかったこともあるが、実績は6,373,500円、職員による整備のために購入した受託備品を含めた実績は9,422,670円であった（6.指定管理者制度関連について(5)①参照）。 (観光課、市開発公社)</p>	<p>受託工事費の執行額が少なくなる要因は、雪不足による営業日数の減少、原材料を購入しての工事の直営化による経営努力によるもの大きい。 雪不足による場合は、リフト収入も減少するので、全体経費の中で過不足を清算する。 なお、20年度分はこの方式で清算した。 (観光課、市開発公社)</p>
<p>(報告書 61 ページ)</p> <p>⑥評価調書の記載誤りについて 長野市のホームページで公表されている平成18年度指定管理者モニタリング評価調書の総合レクリエーションセンターにおいて記載誤りがある。平成19年度指定管理者モニタリング評価調書では修正されている。 ア 平成17年度の歳出 下水道使用料23,797千円が記載漏れになっている。また、管理委託料の金額が30千円多く記載されている。これにより歳出合計と実支出の金額が23,767千円少なく記載されている。 イ 平成18年度の歳出 土地賃借料31,424千円が記載漏れになっている。これにより歳出合計と実支出の金額が同額少なく記載されている。なお、平成18年度指定管理者モニタリング評価調書では、総合レクリエーションセンターだけでなく、他の施設においても土地賃借料は記載していないとのことである。 (体育課)</p>	<p>「サンマリーナがの」の指定管理者制度は平成18年度より採用しており、平成17年度以前は開発公社と業務委託契約を交わしている。下水道使用料の支払いについては、平成17年度以前は市が、平成18年度以降は指定管理者が支払っている。平成18年度モニタリング評価では本来記載すべき下水道使用料の記載が漏れしてしまったことから、今後は記載漏れがないようチェックを確実に行う。  モニタリング評価の「事業収支」では運営経費のみを比較しており、土地賃借料など指定管理者が支払っていない間接的な費用を記載していないことについて指摘を受けたものである。年度によっては記載している事例もあり、担当課と協議の上、本来は記載しないものであることから、平成20年度以降は記載しないことを全庁で統一した。なお、施設全体に係る経費が把握できるよう、市の支出欄等に土地賃借料を記載する。 (体育課)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 63 ページ)</p> <p>(5) スキー場の指定管理料について</p> <p>①受託工事費の予算と実績の差異について</p> <p>受託工事費の予算と実績の差異が平成 18 年度 13,002,283 円、平成 19 年度 24,654,500 円と大きくなっている。すでに記載したように予算と実績の差異が大きくなってしまふ要素を事業の特質として有していることは認められるが、指定管理料算定の基礎になる経費予算の中の重要項目（金額の大きい項目）である受託工事費について、多額の差異が計上される結果は看過できない。</p> <p>受託工事費の内容について市の側では整備項目をほとんど指定してきていないことを踏まえれば、予算と実績の差額は原則として市に返還すべきである。リフト及びゲレンデ整備車に関する受託工事費は精算制にすべきである。以下の基本協定書に規定されている関係条文も参考にされたい。</p> <p style="text-align: right;">(観光課、市開発公社)</p> <p><b>9 会計処理について</b></p> <p style="text-align: right;">(報告書 70 ページ)</p> <p>(1) 部門損益計算について</p> <p>①決算人件費の予算額での計上について</p> <p>各部門の人件費は人員配置等に基づいて実際発生額を基礎として計上されるべきである。しかし、いくつかの部門では、部門の人件費について実際の発生額を基礎にするのではなく、予算策定時に使用した「主査平均」（予算編成する際の、職員 1 人当たりの標準給与額で、18 年度主査の給与総予定額 ÷ 18 年度主査の総人数で算定されている）の金額に人数を乗じて、つまり予算金額をそのまま決算値として使用している。公社では一度、実際発生額を基礎にして部門別に人件費を計上するのであるが、後からいくつかの部門について、予算金額である「主査平均」ベースに置き換えている。実際額を置き換えた部門は以下のとおりである。差額分、各部門の損益は正しく表示されなくなっている。（表省略）</p> <p>実際の数値と予算数値の差額は運営管理部門に反映させている。城山動物園を例にとると実際より決算数値は 12,111 千円少なく計上されている。実際の数字ではなく予算の数値をそのまま使用する</p>	<p>受託工事費の執行額が少なくなる要因は、雪不足による営業日数の減少、原材料を購入しての工事の直営化による経営努力によるもの大きい。</p> <p>雪不足による場合は、リフト収入も減少するので、全体経費の中で過不足を清算する。</p> <p>なお、20 年度分はこの方式で清算した。</p> <p style="text-align: right;">(観光課、市開発公社)</p> <p>平成 20 年度決算から、実際発生額を計上することにより、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(健康課、公園緑地課、観光課、市開発公社)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>理由は、実際の金額を計上しても指定管理料に反映されないからとのことである。しかし、指定管理料の交渉と正しい決算は別問題である。予算の数値ではなく実際の数値を計上すべきである。</p> <p style="text-align: center;">(観光課、健康課、公園緑地課、市開発公社)</p> <p style="text-align: center;">(報告書 71 ページ)</p> <p>②運営管理費の配賦について</p> <p>ア 平成 18 年度の決算見込み額で算定した運営管理経費割合を使用したのでは、各部門への配賦計算を適切に行えない。運営管理経費割合を平成 18 年度決算見込みで算定した割合に固定せず、毎期の決算数値に基づいて算定すべきである。</p> <p style="text-align: center;">(報告書 72 ページ)</p> <p>イ 運営管理経費には、長野市からの派遣職員の人件費および長野市への派遣職員の人件費も含まれている。この金額に対しては同額、長野市から補助金等 23,289,762 円を収受しているので運営管理経費の過剰配賦となっている。運営管理費から補助金等の金額を控除した後で、各部門への運営管理経費割合を算定する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">(企画課、市開発公社)</p> <p>ウ 運営管理経費の負担額を予算値（部門の支出予算の 7.95%）の金額に固定している部門がある。予算値を負担する根拠はなく、他の部門と同様、事業総収入の実績に運営管理経費割合を乗じた金額を負担すべきである。予算値と本来負担すべき金額との差額は運営管理部門が負担する結果になる。</p> <p>予算値に固定している理由は、市の財政で認められるのは部門の予算支出の 7.95%であり、このため予算の数値に固定しているとのことである。飯綱スキー場の場合は、認められるのが予算支出の 5.9%に決まっているので、予算支出の 5.9%に固定している。指定管理料の算定に際して経費として市に認められるかの問題と、適切な部門損益の算定は別個の問題として考えるべきである。</p> <p>なお、市において公社の適正な部門損益の算定を尊重した予算査定に努められたい。</p>	<p style="text-align: center;">各会計の収入割合を使用して配賦することとした。</p> <p style="text-align: center;">(企画課、市開発公社)</p> <p style="text-align: center;">平成 20 年度決算から補助金額を控除後に割合を算定した。</p> <p style="text-align: center;">(企画課、市開発公社)</p> <p style="text-align: center;">公社では、平成 20 年度から各会計の収入割合を使用して配賦した。市としては、公社の対応に基づき正確な実態の把握に努め、予算の透明性の確保に努める。</p> <p style="text-align: center;">(企画課、高齢者福祉課、健康課、公園緑地課、観光課、市開発公社)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>以上の事項を反映して、あるべき運営管理経費負担額を計算すると以下のとおりである。 (企画課、高齢者福祉課、健康課、公園緑地課、観光課、市開発公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 74 ページ)</p> <p>③総合レクリエーションセンター（サンマリーンながの、サンマリーン（収益）の「負担金補助及び交付金」について</p> <p>平成 19 年度において、運営管理部門の経費の一部を内部取引により、サンマリーンながのの経費に計上している（7,501,000 円）。</p> <p>利益を多く計上すると指定管理料に反映されてしまう（サンマリーンながのの指定管理料は一年ごとに見直す）ため、サンマリーンながのの負担金補助金及び交付金の科目に運営管理部門経費の一部を計上している（サンマリーン収益も同様）。</p> <p>サンマリーンながのに関して長野市と協定で、「利益の 30%」を長野市に納付することになっているので、この処理により、本来であれば長野市に納付されるべき納付金 2,251,000 円（公社の決算数値に基づき計算）が納付されない結果になっている。</p> <p>サンマリーン（収益）の付替えは、1,757,037 円であり、これにより指定管理の協定書に基づいて本来であれば長野市に納付されるべき納付金 532,000 円（公社の決算数値に基づき計算）が納付されない結果になっている。</p> <p>特殊事情により生じたことではあるが、サンマリーンながのの指定管理者は非公募で選定されており、本来より厳しいチェックが必要であるにもかかわらず、かかる処理が行われたことは不適切である。</p> <p>今後、他の団体が競争に参加できない非公募により指定管理者に指定されていることを十分認識した上で、指定管理料の引き下げや規定された納付すべき市への納付金支払いを免れたと認識されるような行為を行わず、公正で透明な運営が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(体育課)</p>	<p>内部取引については、今後、行うことのないよう長野市開発公社に指導するとともに、平成 19 年度の「サンマリーンながの」の会計処理を確認するため必要帳簿の提出を求め、調査の結果、体育課が把握している決算額と相違がある場合は、利益精算額の訂正、追加徴収を検討する。</p> <p>なお、平成 22 年度の指定管理者は公募による募集に改めた。</p> <p style="text-align: right;">(体育課)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(報告書 74 ページ)</p> <p>④観音堂と「ほろぞう君」の減価償却費の計上について  観音堂の平成 19 年度の減価償却費合計は、手すり工事も含め 2,235,501 円。  「ほろぞう君」の平成 19 年度の減価償却費は 17,999 円。 運営管理部門の経費は、減価償却費も含めて各部門に配賦されるので、各部門の費用が大きくなり、結果として各部門の利益が小さく計上される。  (企画課、市開発公社)</p> <p>(報告書 75 ページ)</p> <p>⑤法人税の金額について  飯綱高原スキー場の利益が大きくなり、次年度の指定管理料の算定に影響するのを避けるため、平成 19 年度は法人税の金額を部門間で付け替えていた。各部門に法人税額を配賦するに際し、一度は正しく税額計上したが、上記の理由で付け替え処理している。付け替えの影響で利益に対する法人税額負担の比率が特に異常になっているのは以下の部門である。損益計算書を組み替えて税引前利益、法人税等を区別して表示すると以下の通りである。(表省略)  指定管理料の算定を考慮し、部門への配賦税額を調整するのは妥当でなく、適切な配賦を行うべきである。原因の一つとして損益計算書の表示方法の問題を指摘できる。公社の損益計算書では法人税等を独立して表示せず、公課費に含めている。また利益の区分も適切でなく、税引前利益の区分がない。公益法人会計基準に関する実務指針(その2)(日本公認会計士協会・非営利法人委員会報告第 29 号・平成 18 年 4 月 13 日)では、法人税等に関する財務諸表の表示について規定している。そこでは税引前利益と法人税等が明示される形になっている。  税引前当期一般正味財産増減額、法人税  住民税及び事業税、法人税等調整額  当期一般正味財産増減額  部門別の正味財産増減計算書(内訳表)において、このように表示すれば、税引前利益と法人税等が明示されるため、部門間の法人税等の付け替えがあれば、税引前利益に対する法人税等の割合が異常になり、把握されやすくなるはずである。このような改</p>	<p>平成 20 年度決算において霊園特別会計で処理した。  (企画課、市開発公社)</p> <p>平成 20 年度決算から配賦基準を設定するとともに、法人税を独立して明記することとし、改善を図った。  (観光課、市開発公社)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>善を行い、市の担当課におけるモニタリングにおいても、付替え等の部門間調整の事実を把握しやすくする必要がある。</p> <p>公益法人会計実務Q&amp;A・中間報告その3（平成6年9月5日 日本会計士協会）でも、「法人税、住民税及び事業税の表示方法について」で、以下のように記載している。「公益法人会計における諸税金のうち、法人税住民税等は、法人税法上の収益事業に対するものであり、計算書類上これを一覧できるように表示することが公益法人の財務内容を判断する上で便利な場合が多いので、通常の場合には、租税公課に含めないで別表示する方法が望ましい。」とある。</p> <p style="text-align: right;">(観光課、市開発公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 76 ページ)</p> <p>(2) 期間帰属誤りについて</p> <p>①使用料及び賃借料の期間帰属の誤りについて（飯綱スキー場）</p> <p>平成 19 年 11 月 27 日に平成 19 年 12 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日までの期間に対する圧雪車のリース料 7,050,000 円を支払ったが全額使用料及び賃借料として処理している。平成 20 年 4 月以降の期間に対処する分は前払費用処理して翌期に費用化すべきであり、使用料及び賃借料が 4,935,000 円、過大に計上されている。</p> <p style="text-align: right;">(企画課、市開発公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 76 ページ)</p> <p>②原材料計上漏れについて</p> <p>期末の棚卸計上から以下の原材料が漏れていた。</p> <p>このため同額の原材料費もしくは受託原材料費が過大に計上されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショートコース／野芝、アワード他、レボ他、サッチ・リムーバーほか</li> <li>・リバーフロント／アワードほか、SF スーパーグリーンほか、山砂</li> </ul> <p style="text-align: right;">(企画課、市開発公社)</p>	<p>指摘事項については、平成 20 年度決算で前払費用として処理した。</p> <p style="text-align: right;">(企画課、市開発公社)</p> <p>平成 20 年度決算においては、棚卸し計上の漏れがないか再確認し適正な処理を行った。</p> <p style="text-align: right;">(企画課、市開発公社)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 76 ページ)</p> <p>③貯蔵品計上漏れについて            期末の棚卸計上から以下の貯蔵品が漏れていた。            このため、関連する費用が過大に計上されている。            ・ショートコース／コアダイソ、            ・茶臼山動物園／パンフレット増刷 5 万部、大人入園券 5 万枚            ・アゼイリア飯綱／A 重油 16,000 L            ・飯綱高原スキー／リフト券ロール紙・引換券ロール紙            (企画課、市開発公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 77 ページ)</p> <p>④賞与引当金について            現状では、賞与引当金を計上していないが 12 月から 5 月までを対象期間として、6 月に賞与を支給しているため、期末において 4 か月分相当額を賞与引当金として計上すべきである。            (企画課、市開発公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 78 ページ)</p> <p>(3) 表示について            ①現状では、長野市からの補助金は、雑収益に計上されているが、公益法人会計基準・注 13 に基づいて、受取補助金等として独立計上すべきである。            (企画課、市開発公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 79 ページ)</p> <p>②内部取引の両建て表示について            現状では、長野市からの内部取引高は、相殺されていないが、公益法人会計基準の注釈・注 10 に基づいて、最終的に消去して表示すべきである。            (企画課、市開発公社)</p>	<p>平成 20 年度決算においては、棚卸し計上の漏れがないか再確認し適正な処理を行った            (企画課、市開発公社)</p> <p>21 年度から適切に処理するよう指導し、公社と確認した。            (企画課、市開発公社)</p> <p>20 年度決算から独立計上した。            (企画課、市開発公社)</p> <p>20 年度決算において指摘どおり表示した。            (企画課、市開発公社)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 79 ページ)</p> <p>③消費税の中間納税額と未払消費税額の両建て表示について 未払消費税の金額は予定納税の金額を控除した確定未払税額の金額で表示される必要があるが、以下のように前払費用（予定納税額）と両建てになっている。</p> <p>前払費用 25,462,800 円（予定納税額） 未払消費税 43,228,400 円（年間預り税額）</p> <p>貸借対照表には予定納税額を相殺して、消費税申告書の「消費税及び地方消費税の合計」の金額 17,765,600 円を未払消費税に計上すべきである。 (企画課、市開発公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 80 ページ)</p> <p>⑤過年度損益修正損益について 公課費の中に過年度損益修正項目（平成 18 年度の消費税修正申告に基づく納付額 6,526,800 円）が含まれている。公益法人会計基準の注釈・注 12 に基づいて、経常外増減項目として独立して記載すべきである。 (企画課、市開発公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 80 ページ)</p> <p>(4)税金の関係について ②遊休資産の減価償却費について 遊休資産である西山の家及びしなの山荘の建物設備等について減価償却を実施している。税務上、遊休資産の減価償却費は損金算入されないため、申告に際して修正すべきである。このうちしなの山荘については市に返還しているため、税務上も除去処理が必要である。 (企画課、市開発公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 81 ページ)</p> <p>③アゼリア飯綱の食料費について すべて課税仕入で処理されている。香典について対象外で処理する必要がある。 (企画課、市開発公社)</p>	<p>開発公社において検討したが、会計士の指導の下、今後も従来どおりとする。 (霊園会計は、税法上公益事業であるため、みなし寄付があり資金移動により損金算入ができる（節税措置）。3月31日の決算時には霊園会計の未払消費税についても一時的に予測金額による資金移動を行っている。前払費用と未払消費税が金額確定時に明確になるよう両建てに計上している。) (企画課、市開発公社)</p> <p>平成 20 年度決算から独立して記載した。 (企画課、市開発公社)</p> <p>平成 20 年度にしなの山荘は除去処理済み。西山の家は、損金算入しない。 (企画課、市開発公社)</p> <p>20 年度決算において適切に処理した。 (企画課、市開発公社)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 83 ページ)</p> <p><b>11 資産管理について</b></p> <p>(1) 松代荘について</p> <p>①長野市の所有する備品について備品表が作成されていない。</p> <p>現品管理の基本となる備品表が作成されていない。指定管理者として協定書に基づく管理責任を履行するためには、備品表により管理対象になる市の資産が明確になっていなければならない。長野市と公社双方に問題がある。現地で確認した、本来備品表に記載され、管理の対象になるべき資産としてたて看板、冷温蔵庫、スチーム式温蔵庫、ステンレス台（調理台）、大型金属製スチーム（蒸し器）、大型金属製炊飯器、レストランの机・いす、ロビーの他接セット、カラオケルームのソファ等が把握された。平成 17 年度包括外部監査分の措置の通知書に「備品管理」について以下のように記載されている。</p> <p>(平成 17 年度包括外部監査 指摘事項等)</p> <p>「・備品台帳への記載漏れについて 備品管理台帳への記載漏れについて備品の適正な管理を行うためには、少なくとも 1 年に一度は、備品台帳と現物の保管状況の調査を行う必要がある。この照合作業が行われていれば、備品台帳への記載漏れ等が発見できたものと考えられる。・備品への標識の添付について 備品の適正な管理を行うためには、少なくとも 1 年に一度は、備品台帳と現物の保管状況の調査を行う必要がある。この照合作業が行われていれば、備品番号の標識添付の不備が発見できたものと考えられる。・現物と台帳の照合 備品の現物に管理番号等の記入がなく、台帳との照合が困難な状況にある。合併に伴い新たな台帳の作成と現物への備品シールの張付け、管理を徹底すべきである。」</p> <p>(同 措置状況) 「 監査後、再度備品台帳との照合作業を行い、指摘のあった記載漏れ備品の台帳登録を完了させた。・・・委託契約締結に際し、仕様書中に定期的な照合作業の実施を明記した。また、適正な備品管理が実施されるよう現場へ指示徹底するとともに、年 1 回市立会いの下で照合作業を実施することとした。不備のあった備品標識は再出力し添付を完了させた。</p>	<p>平成 21 年度に備品調査を実施する。 (観光課)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>平成 18 年度中に備品の現物を確認し、備品番号を設定した台帳を整備するとともに、備品シールの張付を行う。」</p> <p>以上のように平成 17 年度包括外部監査の指摘事項に対して、観光課の措置状況が報告されている。今回、松代荘における備品管理について平成 17 年度包括外部監査と同様の指摘事項が把握された。観光課として、関係する各団体すべてに指導を徹底する必要がある。</p> <p>指定管理の仕様書中に、定期的な照合作業の実施を明記し、また、適正な備品管理が実施されるよう現場へ指示徹底するとともに、年 1 回市立会いの下で照合作業を実施するとあるので、徹底が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(観光課、市開発公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 84 ページ)</p> <p>②公社の所有する備品の管理について 公社の所有備品については、管理されていたが、いす等複数所有しているものについて、「一式」と表示されていた。これでは、個々の現品管理を行うことができない。実際の現品管理に利用するためには、数量が記載されていなければならない。また、現品に現品管理票が付されておらず、現品管理の水準は高くなかった。</p> <p style="text-align: right;">(観光課、市開発公社)</p> <p>④フェンス設置工事の固定資産台帳への記載について 公社の所有物であるが公社の固定資産台帳に記載されていない。記載する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(観光課、市開発公社)</p>	<p>平成 20 年度内に個数で管理するように改めている。</p> <p style="text-align: right;">(観光課、市開発公社)</p> <p>平成 20 年度決算で処理済である。</p> <p style="text-align: right;">(観光課、市開発公社)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 84 ページ)</p> <p>(2) 飯綱高原スキー場について 平成 19 年度に公社が受託購入備品費で購入したスノーモービルやシーケンサーについて、市の管理台帳に記載されていない。平成 17 年度包括外部監査指摘事項に対する措置の通知書において「開発公社と確認を行った結果、市の管理財産とすることが適当と判断し、平成 18 年度において台帳に登録する。」と通知しているにもかかわらず、市の管理台帳に記載されていなかった。なお、公社の台帳にも記載されていない。</p> <p style="text-align: right;">(観光課、市開発公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 85 ページ)</p> <p>(3) 西山の家について 西山の家は利用されない状態が長期化し、著しく老朽化が進んでいる。安全面でも問題があり、早急に建物及び構築物の取壊しと撤去、もしくは責任ある相手への土地の譲渡（建物及び構築物と一緒に）を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(企画課、市開発公社)</p>	<p>市の備品として台帳に登録する。 (観光課、市開発公社)</p> <p>有効な方策について、公社を中心に対応を検討する。 (企画課、市開発公社)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>対象 社団法人長野市農業公社</b></p> <p><b>2 監査の結果等</b> (報告書 93 ページ)</p> <p>(1) 規程 ①契約規程の整備時期 契約規程は、公社の契約事務を適切に行うため、重要な規程であるから、他の規程同様設立当初から整備し施行されるべきであった。 (農政課、農業公社)</p> <p>(報告書 95 ページ)</p> <p>(2) 市との取引関係 ①補助金 長野市においては、農業公社より提出された実績報告書により、補助金額の確定を行なっているとのことであるが、補助金額の確定は重要な手続きであるから、農業公社からの実績については、決算書と突合するなどして、その妥当性を確認すべきであった。今後は、公社からの報告内容について、市側で随時報告を求めたり、必要に応じて事業実施状況の確認等を行ったりすることも検討する必要がある。 農業公社において、補助金の返還を行なわなかった経緯は、公社設立時に運転資金にあてる出資を得ておらず、返還すると運転資金がなくなるため返還できなかつたとのことである。しかし、運転資金は、常務理事の専決により借入金でも調達できるし、補助金を返還しない理由とはならない。また、そもそも運転資金が確保できないようでは、設立時の事業計画に問題があったことになる。 農業公社は、長野市、グリーン長野農業協同組合及びながの農業協同組合との間で当該差額の取り扱いについて協議を行い、補助金を返還する必要があるか否かについて今後調整する必要がある。 (農政課、農業公社)</p>	<p>契約規程については、設立当初から施行されるべきだったが、設立後、11/1 に整備施行されており、改善が図られている。 (農政課、農業公社)</p> <p>今後、実績報告書の精査のほか、事業実施状況について、四半期ごとに提出を求め、確認するように改善する。 また、当該差額については、公社、市、両農協で協議して返還しないこととしている。 なお、平成 20 年度決算においては、平成 19 年度同様、人件費及び事業補助金の差額について返還を行っている。 (農業公社、農政課)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 95 ページ)</p> <p>(3) 社員間の負担            上記の市と両農協の負担割合については、文書が作成されておらず、不明確である。市の補助金を確定するための重要な事項であるから、今後、負担割合を明確化するために、市と公社間、公社と農協間で文書化する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(農政課、農業公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 96 ページ)</p> <p>(4) 公社の契約事務の執行            ①公益法人会計システム            ア 契約規程違反            この契約は、はじめから相手先を特定した随意契約であった。            公社契約規程第 29 条では、一定の金額以下の場合及び地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号から 9 号のいずれかに該当しない場合には、随意契約とすることができない。            本契約は、金額が一定額を超えるため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号から 9 号のいずれかに該当しない場合には、随意契約とすることができない。            公社が作成した平成 19 年 11 月 20 日の伺い書によれば、相手先特定理由は、「市内で唯一公益法人会計システムの開発を行なっている」というものである。            しかし、次の理由で、伺書に記載された理由が随意契約を認める理由とはならないと考えられる。            ・市内の業者に特定する理由が無い。            ・公益法人会計については、パッケージもあるため、わざわざ開発を行なっている業者に限定する必要がない。            農業公社は、今後の契約事務の執行にあたっては、上記のようなことがないよう十分留意する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(農政課、農業公社)</p>	<p>平成 21 年 4 月 1 日付で、市と公社間で文書化している。</p> <p style="text-align: right;">(農政課、農業公社)</p> <p>公益法人会計システムについては、保守管理・緊急時対応等リスク管理やシステムの内容等から、市内の業者と随意契約している。なお、指摘の業者の特定及びパッケージの使用については、次回の更新時に検討する。</p> <p style="text-align: right;">(農政課、農業公社)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 96 ページ)</p> <p>イ 価格の妥当性          公社契約規程第 30 条によれば、予定価格調書の作成が必要であったし、また第 31 条によれば 2 社以上の見積書を徴すべきであった。第 31 条には、1 者から見積書を徴することが出来る場合が列挙されている。このうち、「(2)契約の目的または性質により契約の相手方が特定されるとき」に該当するか否かについては、アで述べた理由により該当しない。          公社は、価格の妥当性を検討しないまま本契約を締結したことになる。          今後、公益法人会計については、平成 20 年 12 月 1 日以降開始する事業年度から会計基準が変更されるため、開発による場合には、さらに追加費用が発生する可能性がある。          今後、現時の契約を継続するか、あるいはパッケージソフトを利用することに変更するか、公社として検討する必要がある。          なお、公益法人会計についての市販のパッケージソフトは、機能にもよるが数十万円から存在する。</p> <p style="text-align: right;">(農政課、農業公社)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 97 ページ)</p> <p>(5) 会計          ①管理費計上額の妥当性          公社は、正しい決算書を作成して市が補助金額を適正に算定できるように報告すべきであったし、市側では公社の決算内容を精査すべきであった。          今後(2)①で述べた件と同様に、今後の処理について、市と協議する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(農政課、農業公社)</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>次回の更新時に予定価格調書、見積書の徴取など、市の契約規程に基づき改善する。          また、パッケージソフトの使用についても検討する。</p> <p style="text-align: right;">(農政課、農業公社)</p> <p>平成 19 年度については、協議により差額の返還は行わない。平成 20 年度の決算書は適正に算定できる内容で報告を受け、精査している。</p> <p style="text-align: right;">(農政課、農業公社)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>監査対象</b> 財団法人ながの観光コンベンションビューロー</p> <p><b>8 会計処理について</b> (報告書 108 ページ)</p> <p>(2) 賞与引当金について 公益法人会計基準に関する実務指針（その 2） （平成 18 年 4 月 13 日 日本公認会計士協会非営利 法人委員会報告第 29 号）に賞与引当金の計上につ いて以下のように規定している。 「費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営 の効率性の的確な把握を行なうためには、賞与は、 支給時の一時の費用として処理するのではなく、期 末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象 期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の 費用として引当計上する必要がある。」 現状では、賞与引当金を計上していないが 12 月 から 5 月までを対象期間として、6 月に賞与を支給 しているので、期末において 4 か月分相当額を賞与 引当金として計上すべきである。 (観光課、ながの観光コンベンションビューロー)</p>	<p>賞与引当金については、「公益法人会計 基準に関する実務指針（その 2）」の規定に 従い、平成 20 年度期より、12 月から 3 月 までの相当額を当期の費用として引当計上 することで改善を図った。 (観光課、ながの観光コンベンションビュー ロー)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>監査対象 財団法人長野市勤労者共済会</b></p> <p><b>5 賞与引当金について</b> (報告書 117 ページ)</p> <p>公益法人会計基準に関する実務指針（その 2） （平成 18 年 4 月 13 日 日本公認会計士協会非営利法人委員会報告第 29 号）に賞与引当金の計上について以下のように規定している。</p> <p>「費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行なうためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。」</p> <p>現状では、賞与引当金を計上していないが 12 月から 5 月までを対象期間として、6 月に賞与を支給しているため、期末において 4 か月分相当額を賞与引当金として計上すべきである。</p> <p>(産業政策課・財団法人長野市勤労者共済会)</p>	<p>賞与引当金については、平成 20 年度決算において、4 ヶ月分相当額を賞与引当金として計上することで、改善を図った。</p> <p>(産業政策課・財団法人長野市勤労者共済会)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>監査対象 長野市土地開発公社</b></p> <p><b>2 出納整理期間中の公有地取得事業収益の帰属について</b></p> <p style="text-align: right;">(報告書 120 ページ)</p> <p>(1) 市が出納整理期間中に再取得を決定した場合の会計処理</p> <p>土地開発公社経理基準要綱第 1 条において「この要綱に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」とされている。</p> <p>公有地の売却に関して要綱に別段の定めがないことから、公有用地が買主である長野市に引き渡された時点で公有地取得事業収益を計上すべきことになる。出納整理期間中に支払がなされた公有地の取引についても同様である。</p> <p>しかし、実際には出納整理期間（例えば平成 20 年 4 月 1 日から 5 月 31 日）に再取得が決定され、引渡された土地については、本来帰属すべき出納整理期間が属する事業年度（平成 21 年 3 月期）ではなく、遡って平成 20 年 3 月期の取引として処理している。一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しない処理が行われている。</p> <p>出納整理期間(平成 20 年 4 月 1 日から 5 月 31 日)に市による再取得が決定され、引渡しが行なわれた取引で、長野市土地開発公社が、平成 20 年 3 月に遡って計上した取引の一覧表の提出を依頼したが、「長野市との再取得契約は 3 月中の日付けで契約しているものであり、その中でどの事業が該当するのかの選別が出来ない」とのことであった。</p> <p style="text-align: right;">(都市計画課、土地開発公社)</p>	<p>出納整理期間中の公有地取得事業収益の帰属については、財政課及び土地開発公社との協議により、本来帰属すべき事業年度（新年度）の扱いとすることに決定し、平成 20 年度決算からそのとおり執行をすることで処理の改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(都市計画課、土地開発公社)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>監査対象 社団法人長野シルバー人材センター</b></p> <p><b>15 会計処理について</b> (報告書 138 ページ)</p> <p>(1) 固定資産管理</p> <p>①固定資産の定義の変更 草刈機および芝刈り機は税法耐用年数では5年(乗用ならば)となり固定資産計上漏れとなっている。 (産業政策課、社団法人長野シルバー人材センター)</p> <p>②固定資産と備品 規定によれば固定資産は50万円以上使用可能年数が4年以上となっている。一方備品は1万円以上10万円未満で使用可能期間が1年以上のものとなっている。 このため、10万円以上50万円未満で使用可能年数が1年以上4年未満のものが固定資産台帳にも計上されないことになる。 (産業政策課、社団法人長野シルバー人材センター)</p> <p>(報告書 139 ページ)</p> <p>③過年度固定計上漏れ 20年3月財務規定が改正され固定資産の取得価格及び使用可能年数が変更されているが、19年度よりの適用となっているので、18年度は取得価格10万円以上使用可能年数1年以上のものが固定資産として計上される必要がある。法人作成の備品台帳には18年度取得で10万円以上の資産が計上されているが、18年度の貸借対照表に計上漏れとなっている。 (産業政策課、社団法人長野シルバー人材センター)</p>	<p>固定資産については、従来はリースを利用していたこともあり、固定資産に対する意識が薄く、固定資産への計上の注意を怠ってしまったが、今後は規定に従って計上し、改善を図る。 (産業政策課、社団法人長野シルバー人材センター)</p> <p>備品は3万円以上50万円未満のものとするよう財務規定の改正を行うことで、改善を図った。 (産業政策課、社団法人長野シルバー人材センター)</p> <p>再度備品台帳と現物を突合し、計上の必要なものについては備品台帳に記載訂正することで、改善を図った。 なお、貸借対照表への計上備品については、財務規定の改正を進めている。 (産業政策課、社団法人長野シルバー人材センター)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>監査対象 社会福祉法人長野市社会事業協会</b></p> <p><b>3 監査の結果等</b> (報告書 153 ページ)</p> <p>(1) 規程</p> <p>①経理規程について 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成 18 年 10 月 2 日 社援発第 1002001 号)によれば、就労支援事業別事業活動収支内訳表の「当期就労支援事業製造原価」及び「販売費及び一般管理費」に関して、「就労支援事業製造原価明細表」、(表 3)「販売費及び一般管理費明細表」を作成するものとするとしてされており、規程の変更や実務の変更が必要である。 (厚生課、長野市社会事業協会)</p> <p>②施設整備基金規程について 施設整備基金規程には、取り崩しの際の条文がないため、どのような時に取り崩せるか明らかでない。したがって、今後、当該条文を整備する必要がある。 (厚生課、長野市社会事業協会)</p> <p>(報告書 155 ページ)</p> <p>(3) 会計</p> <p>①計算書類について 社事協の計算書類の表示は、社会福祉法人会計基準および就労支援の事業の会計処理の基準に準拠していないところが見受けられる。 特に、計算書類の注記が不十分で、採用している重要な会計方針等が不明である。また、平成18年度に事業廃止に伴い栗田園に関する基本金を取り崩しているが、当該取崩理由も開示されていない。 計算書類の読者に対して、情報の開示が不十分であるので、今後改善が必要である。 また、「社会福祉法人経営に係る会計総括表の送付について(参考)」(事務連絡 平成 19 年 3 月 30 日 厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課)によれば、複数の事業を実施している社会福祉法人が法人全体の財務の状況を表すために、資金収支計算書総</p>	<p>経理規程については、モデル規程の提示が無く規程の変更を見合わせていたが、今後は長野市福祉監査室の指導の下に改正規程を作成し、理事会の承認を得て改善する。 実務については、平成 20 年度決算から明細表を作成することで改善を図った。 (厚生課、長野市社会事業協会)</p> <p>施設整備基金規程については、当該積立金の積立てや目的取り崩しの計画を平成 21 年度中に作成し、理事会の承認を得て改善を図る。 (厚生課・長野市社会事業協会)</p> <p>計算書類については、会計システムが対応していなかったことが原因で、平成 20 年度から新会計システムの導入により、計算書類の注記については、平成 20 年度決算から社会福祉法人会計基準および就労支援事業の会計処理の基準に準拠し表記することで改善を図った。 また、資金収支計算書総括表、事業活動収支計算書総括表、貸借対照表総括表の作成についても、平成 20 年度決算から作成することで改善を図った。 (厚生課、長野市社会事業協会)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p> <p>括表、事業活動収支計算書総括表、貸借対照表総括表を作成することが望ましいとされているので、これについても留意が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(厚生課、長野市社会事業協会)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 156 ページ)</p> <p>②賞与引当金について 社事協では、現在、賞与引当金を計上していない。しかし、会計基準に定める引当金の要件を満たすと考えられることから、今後、期末に引当額を計算の上、賞与引当金を計上すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(厚生課、長野市社会事業協会)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 157 ページ)</p> <p>③その他の積立金について その他の積立金の積立や目的取崩については、理事会決議事項である。これらについては、理事会における決算書の承認だけでは不十分である。なぜなら、次期繰越活動収支差額のうちから処分を拘束する積立金へ繰り入れたり、取り崩したりする行為は、法人の経営にとって極めて重要な意思決定や行為であるからである。今後は、議案として明示して、理事会の承認を得るべきである。</p> <p>ア 人件費積立金について 人件費積立金及び対応する特定預金については、決算上の余裕額をみながら積み立てており、用途や使用計画が定められていない。平成 20 年度においても、積立は行われたが、使用するための取崩は全くなかった。</p> <p>用途や使用計画を定めずに積み立てをすることは、単に対応する特定預金を拘束することにつながり、社会福祉活動に有効に資金を使わなければならない社会福祉法人の使命を果たせないことにもつながりかねない。</p> <p>今後は、どのように積立金を使用することが、社会福祉法人としての使命を果たすことにつながるのか検討し、明確な用途及び使用計画を決定する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(厚生課、長野市社会事業協会)</p>	<p>賞与引当金については、平成 20 年度決算から計上することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(厚生課、長野市社会事業協会)</p> <p>その他の積立金については、平成 21 年度から議案として明示し、理事会の承認を得ることで改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">(厚生課、長野市社会事業協会)</p> <p>人件費積立金については、今後検討し理事会の承認を得ることで改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">(厚生課、長野市社会事業協会)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 158 ページ)</p> <p>イ 施設整備等積立金について 人件費積立金と同様、具体的な用途及び使用計画が必要である。 (厚生課、長野市社会事業協会)</p> <p><b>監査対象 社会福祉法人長野市社会福祉協議会</b></p> <p><b>3 監査の結果等</b> (報告書 180 ページ)</p> <p>(1) 規程 ①評議員の選任に関する定めについて 市社協は、評議員のための基準表は作成している。しかし、評議員がどのように選出されるかは、法人の運営が民主的に行なわれることを担保する重要事項であるため、今後は当該基準表を規程として整備して運用していく必要がある。 (厚生課、長野市社会福祉協議会)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 185 ページ)</p> <p>(4) 会計 ①計算書類 市社協の計算書類の表示においては、重要な会計方針の注記がなされていない。計算書類の読者に対して、情報の開示が不十分であるので、今後改善が必要である。 (厚生課、長野市社会福祉協議会)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 185 ページ)</p> <p>②退職給与引当金について 市社協の退職給与引当金の計算は、経理規程の定める方法に従っていない。市社協の退職給与引当金の計算は、会計年度末に在籍する全職員が自己都合により退職したと仮定した場合の退職金要支給額のうち社協負担額とすることになっている。 したがって、一部の介護職員等に対する期末の要支給額についても、その他の積立金ではなく、退職給与引当金に計上すべきである。 平成 19 年度末現在、法人負担となる金額は次の通りである。</p>	<p>施設整備等積立金については、今後の施設整備について検討し、理事会の承認を得ることで改善を図る。 (厚生課、長野市社会事業協会)</p> <p>基準表を整備し、改善を図る。 (厚生課、長野市社会福祉協議会)</p> <p>平成 20 年度決算より必要な情報は注記するよう改善を図った。 (厚生課、長野市社会福祉協議会)</p> <p>平成 21 年度より改善を図る。 (厚生課、長野市社会福祉協議会)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <table border="0"> <tr> <td>自己都合期末要支給額</td> <td style="text-align: right;">404,642,818 円</td> </tr> <tr> <td>うち 福祉医療機構より支給分</td> <td style="text-align: right;">△ 139,613,760 円</td> </tr> <tr> <td>うち 県社協退職基金より支給分</td> <td style="text-align: right;">△ 163,561,083 円</td> </tr> <tr> <td>差引法人負担</td> <td style="text-align: right;">101,467,975 円</td> </tr> </table> <p>県社協退職基金制度、県社協年金共済制度については、県社協が市社協の資産を預かって運用しているだけであるので、退職共済預け金に計上すると共に同額を引当金に計上する必要があるため、最終的に市社協が計上すべき退職給与引当金は、平成 19 年度末では次の通りとなる。</p> <table border="0"> <tr> <td>法人負担額</td> <td style="text-align: right;">101,467,975円</td> </tr> <tr> <td>県社協退職基金分共済預け金</td> <td style="text-align: right;">140,097,615円</td> </tr> <tr> <td>県社協退職年金分共済預け金</td> <td style="text-align: right;">51,251,871円</td> </tr> <tr> <td>合計退職給与引当金</td> <td style="text-align: right;">292,817,461円</td> </tr> </table> <p>市社協が、平成 19 年度末現在計上している退職給与引当金は、284,127,142 円であるから、引当不足は 8,690,319 円である。</p> <p>市社協では、その他の積立金で、退職手当積立金を 108,374,317 円計上しているが、当該積立金は取り崩し、退職給与引当金の積み立て不足に充当すべきである。</p> <p style="text-align: center;">(厚生課、長野市社会福祉協議会)</p> <p style="text-align: center;">(報告書 187 ページ)</p> <p>③賞与引当金について</p> <p>市社協の賞与の支給対象期間は次の通りである。</p> <p>12月2日から6月1日 6月支給 6月2日から12月1日 12月支給</p> <p>これによると6月支給分のうち4か月を引当計上すべきだが、市社協では、賞与引当金を計上していない。</p> <p>仮に平成 20 年6月支給分のうち4か月分を計上するとすれば、平成 19 年度の決算において 53,702 千円の賞与引当金を計上すべきであった。</p> <p>長野県社会福祉協議会に確認したところでは、賞与引当金計上しなくても差し支えない旨回答を得たため、市社協ではこれまで引当金の計上を行なってきたことであるが、今後は、社会福祉法人会計基準に従い引当金を計上すべきである。</p> <p style="text-align: center;">(厚生課、長野市社会福祉協議会)</p>	自己都合期末要支給額	404,642,818 円	うち 福祉医療機構より支給分	△ 139,613,760 円	うち 県社協退職基金より支給分	△ 163,561,083 円	差引法人負担	101,467,975 円	法人負担額	101,467,975円	県社協退職基金分共済預け金	140,097,615円	県社協退職年金分共済預け金	51,251,871円	合計退職給与引当金	292,817,461円	<p>平成 21 年度より改善を図る。</p> <p style="text-align: center;">(厚生課、長野市社会福祉協議会)</p>
自己都合期末要支給額	404,642,818 円																
うち 福祉医療機構より支給分	△ 139,613,760 円																
うち 県社協退職基金より支給分	△ 163,561,083 円																
差引法人負担	101,467,975 円																
法人負担額	101,467,975円																
県社協退職基金分共済預け金	140,097,615円																
県社協退職年金分共済預け金	51,251,871円																
合計退職給与引当金	292,817,461円																

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(報告書 187 ページ)</p> <p>④徴収不能引当金について（助け合い資金貸付事業）</p> <p>平成 19 年度末において、平成 18 年度以前の貸付金残高は、796 千円である。これらは、本来の返済期間を過ぎた延滞債権である。</p> <p>平成 17 年度以前に貸し付けた資金の平成 19 年度末現在の未償還残高は 706 千円であり、これらの債権の平成 19 年度における年間返済額は 40 千円に過ぎなかった。</p> <p>今後、回収可能性がない貸付金について貸倒処理し、また、徴収不能となるおそれのある金額を見積って徴収不能引当金に繰り入れて、貸借対照表では貸付金額から控除する必要がある。</p> <p>なお、貸倒処理の基準が明確となっていないことも、帳簿上滞留債権が残る理由のひとつとなると考えられることから、当該基準の整備も必要である。 (厚生課、長野市社会福祉協議会)</p> <p>(報告書 188 ページ)</p> <p>⑤その他の積立金</p> <p>イ 市社協退職手当積立金</p> <p>②の退職給与引当金で述べた通り、期末時点で負債として認識すべき金額については引当金として計上すべきである。引当金として計上すべき以外の金額については、積立金として計上するか否かは法人の任意であるが、積立理由が不明確であるので取り崩すべきである。 (厚生課、長野市社会福祉協議会)</p> <p>(報告書 192 ページ)</p> <p>(5) 指定管理</p> <p>①老人福祉センター・高齢者生活福祉センター・高齢者共同生活支援施設・老人憩の家</p> <p>基本協定書によれば、管理施設の修繕については、1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、市の負担である。</p> <p>しかし、安茂里老人福祉センターで行われた次の修繕費については、指定管理者である市社協が負担している。</p>	<p>適正な事務処理に努める。貸倒処理については助け合い資金貸付規程を一部改正（平成 21 年 3 月）し改善を図った。 (厚生課、長野市社会福祉協議会)</p> <p>平成 21 年度より改善を図る。 (厚生課、長野市社会福祉協議会)</p> <p>修繕費の負担については、指定管理の基本協定の中で金額による責任分担を明確にしていることから、原則として協定に基づき判断することとする。</p> <p>なお、事案によっては、施設の根幹や安全性に関わるもの、または機能の大幅な向上につながるもの、或いは指定管理者の負担が著しく高額になるもの等も考えられることから、ご意見を踏まえ、一律に金額では判断できない場合には、双方協議により負担者を定める旨を、平成 21 年度から「市と協議のうえ負担者を定める」旨協定書に追記し、改善を図った。 (高齢者福祉課、社会福祉協議会)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>平成 20 年 3 月 22 日 電話設備一式、機器取付工事一式 672,000 円</p> <p>市は協定書の取り決めに弾力的に運用し、予算残を考慮しながら指定管理者と協議のうえ、修繕費の負担関係を決めているとのことである。</p> <p>しかし、そのような協定の運用は、指定管理者との責任関係を不明確にし、問題があるため見直しが必要である。</p> <p>なお、修繕費の負担に関する協定については、一律に金額基準にだけで負担関係を決めることに問題があると思われる。今後は協定締結にあたり修繕費の負担については金額基準だけでなく、本来どちらが負担すべきであるのかも考慮の上、施設ごとの実情に合った協定を結ぶ必要がある。</p> <p>なお、老人福祉センターの指定管理者募集にあたっては、前はすべてのセンターを一括で募集したが、介護保険事業所を併設しない施設について多様な講座の企画を目指す等の理由で、平成 21 年度からの指定管理者の募集枠は細分化されており、市社協が指定管理者となる施設は減少することとなった。</p> <p style="text-align: center;">(高齢者福祉課、社会福祉協議会)</p> <p style="text-align: center;">(報告書 193 ページ)</p> <p>③加茂児童センターほか38施設・川合新田児童館(幼児型児童館)ほか1施設</p> <p>長野市の児童館では、幼児型児童館で幼児を保育し、児童館・児童センターでは、小学校就学後の児童の放課後対策を行っている。幼児型の児童館は、川合新田、古牧の2施設であり、昭和 40 年代に保育所の代替として設置されたものである。</p> <p>市社協は、これら幼児型児童館について、指定管理者として市から受託しているが、市からの指定管理料の大部分を助成金として児童館に支給している。</p> <p>市社協の決算書でも、川合新田、古牧の児童館に対して、6,994 千円の助成金を支出した処理としている。児童館で徴収している保育料は、市社協決算では簿外となっている。これでは、指定管理者としての受託施設とは言えず、市社協外部の団体である。</p>	<p>幼児型児童館は、児童福祉法第 24 条ただし書に基づき、昭和 40 年代に保育所の建設を待ち切れない地区等の要望に応えるため、保育所の代替として設置されたものである。</p> <p>その後、保育所・幼稚園が整備され、充足されてきたことや、国の指導方針などから、本市においても、昭和 49 年以降は設置されておらず、学童型の児童館に転換され、又は廃止されるなど、現在は 2 施設のみとなっている。</p> <p>市としても従前から幼児型児童館のあり方を検討してきたが、平成 16 年度の包括外部監査においても指摘を受けたように、公立・私立の保育所、幼稚園が充足されている現在、既にその役割を終えたものと判断し、条例改正により、平成 20 年度末をもって、これを廃止することで改善を図った。</p> <p>よって、社会福祉協議会では平成 21 年 4 月以降は受託していない。</p> <p style="text-align: center;">(保育家庭支援課、社会福祉協議会)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>このようなことになった原因は、運営主体が地域の運営委員会（任意団体）であって、児童館の設置主体について、市と運営委員会で認識が異なることにある。運営委員会は、児童館は地元が設置し、施設建設の一部や運営に際し市の補助金を受けているという認識である。実際、古牧児童館の施設の一部は、地元からの寄付で設置されている。</p> <p>また、児童館の保育料は、市の条例には規定されておらず、所得にかかわらず、たとえば古牧児童館では3歳児から5歳児は一律 19,000 円である。さらに、保育所の入所要件を満たさない児童も受け入れている。</p> <p>幼児型児童館の実態は保育所・幼稚園であるため、保育所・幼稚園が充足されている現在、他の保育所又は幼稚園との不均衡が生じており、市が実質的には補助金であるものを出すことについては、公平性の観点から問題があった。</p> <p>市がこのような不公平な処理を続けていたことは問題があるが、今年度末をもって、市は幼児型児童館を廃止する方針である。</p> <p style="text-align: right;">(児童福祉課)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 196 ページ)</p> <p>(6) 受託事業</p> <p>③移送サービス</p> <p>豊野、戸隠地区の移送サービス実施要綱には、事故が発生した場合の補償に備えるための保険加入の記載がなかった。適切な運用を確保するためには実施要綱に記載すべきであったと考えられる。</p> <p>なお、現在は、市社協が地域助け合い事業として実施しており、適切に保険加入はなされている。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者福祉課、社会福祉協議会)</p>	<p>豊野・戸隠地区については、市社協の所有車両を利用して実施していたことから委託契約において事故等損害賠償条項を定めており、運用に当たっては適正に対処していた。(廃止事業)</p> <p>現在は市社協の地域たすけあい事業として各地区社協が実施しており、自動車及び自動車以外の事故等について、適切に保険加入がなされている。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者福祉課、社会福祉協議会)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(報告書 197 ページ)</p> <p>(7) 補助金</p> <p>①地域福祉サービス補助金</p> <p>ア 市社協側の報告</p> <p>市社協は補助金について、上記のように使用内容が変わる場合には、市が事前に補助金の目的と一致しているか確認できるようにするために、変更申請あるいは変更協議を市と行うべきである。また、実績についても速やかに市に報告して、補助金の確定を行ってもらった必要がある。</p> <p>今後は、補助金申請時と使用内容が変わる場合には、事前に協議を行う等の手続きを徹底するとともに、使用実績の報告も速やかに行う必要がある。</p> <p>(高齢者福祉課、社会福祉協議会)</p> <p>イ 市側の補助金確定手続</p> <p>市では、市社協から実績報告書に添付された決算書が見込みであったにも関わらず、これをもって補助金を確定した。使用実績が補助金交付額を下回れば、当然返還する義務が生じるため、市が決算見込額をもって補助金の確定を行うことは適切ではない。今後は、必ず確定数値で補助金の確定を行うべきである。</p> <p>なお、公益事業会計繰入金支出や経理区分間繰入金支出は、他の部門等との経費の付け替え等であり、たとえば他部門で負担している人件費のうち地域福祉サービスにかかわった分の付け替えである。</p> <p>このような他の部門で負担したものの付け替え計算は、市側でその妥当性が判断しにくい。したがって、今後は補助金申請の際に、他部門からの経費の付け替え分については内容を明示して申請させるべきである。これにより、補助金交付決定時の見込みと決算額の内容を個別に対応させて検証することが可能となるからである。</p> <p>(高齢者福祉課、社会福祉協議会)</p>	<p>市では、事業者に対して、補助金申請時以降に事業内容や金額に変更が生じた場合は事前に変更申請をすること、また、補助金確定に際して速やかに実績報告をする旨を通知し、指導・改善を図った。</p> <p>(高齢者福祉課、社会福祉協議会)</p> <p>事業者に対して、見込み額ではなく実績をもって補助金額の確定を行う旨を通知し、実績報告の速やかな提出について指導・改善を図った。</p> <p>なお、公益事業会計繰入金支出及び経理区分間繰入金支出は認めないこととした。</p> <p>(高齢者福祉課、社会福祉協議会)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>監査対象 社会福祉法人ながのコロニー</b></p> <p><b>4 その他の監査の結果等</b> (報告書 217 ページ)</p> <p>(1) 固定資産税の非課税申告について 若槻施設について、固定資産税の非課税申告書の控えが保管されていない。 (障害福祉課、ながのコロニー)</p> <p>(報告書 219 ページ)</p> <p>(5) 会計ソフト変更による会計基準の不統一について 平成 18 年度末の当期末支払資金残高 236,269,888 円と平成 19 年度の前期末支払資金 残 241,719,700 円が一致していない。 平成 18 年度までの資金の範囲が適切でなかったのを平成 19 年度に修正したものである。平成 18 年度までの「当期末支払資金残高」は、流動資産から流動負債を差し引いた金額によって算定していた。会計基準注解によると、支払資金の残高は次のとおり算出されることになっている。 支払資金の残高＝流動資産が流動負債を超える額 よって、たな卸資産の額を除外したところで、「当期末支払資金残高」を計算しなければならない。 なお、平成 19 年度に資金の範囲を変更した結果、平成 18 年度の「当期末支払資金残高」と一致しなくなるので、この旨を注記する必要がある。 (障害福祉課、ながのコロニー)</p>	<p>ながのコロニーと資産税課との協議によると、資産税課では、「新築時に非課税申告がされたかどうかは不明であるが、新築時から障害者の自立支援を目的とした建築物として把握しており、現時点では再申告の必要はなく、法人の固定資産台帳に非課税の根拠条文を明記し、非課税となっている旨記載しておくことでよい。」との指導により、ながのコロニーの固定資産台帳にその旨記載したとの報告を受けた。 今後は、固定資産税の非課税申告を行った場合は、非課税申告書の控えを保管するよう指導した。 (障害福祉課、ながのコロニー)</p> <p>ながのコロニーの平成 18 年度末の「当期末支払資金残高」は、流動資産から流動負債を差し引いた金額によって算定していた。平成 19 年度、会計基準に基づいた会計ソフトの更新により棚卸資産等を除外して計算したため、平成 19 年度末の「前期末支払資金残高」と金額に不一致が生じた。 年度間において数字が一致しない場合は、その内容について注記により経過を明確にする必要があったので、今後は十分留意の上対処するよう指導した。 (障害福祉課、ながのコロニー)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 220 ページ)</p> <p>(6) 賞与引当金の計上について  ながのコロニー経理規程では、上記退職給与引当金及び賞与引当金（上記第 50 条の 引当金）の計上につき、「することができる」と任意の計上となっている。</p> <p>これに対し、現行の社会福祉法人会計基準では、引当金の計上を任意のものとしてはいない。したがって、社会福祉法人会計基準に従い、経理規程を改正するとともに適正に引当金計上すべきである。ながのコロニーでは、退職給与引当金の計上は既に行われているため、今後は賞与引当金の計上について、検討すべきである。</p> <p>この場合、賞与引当金は、経理規程に「その支出が確実な賞与引当金」とされているから、支出の確実性を検討し、賞与引当金を計上することとなる。</p> <p>加えて、会計基準に基づき、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項として注記しなければならない事項である。</p> <p>この場合、当会計年度の負担として下記経理規程に基づき、期末賞与 11 月 16 日から会計期末までの期間に対価する金額を計算し、計上することになる。</p> <p>ただし、ながのコロニーは、経営改革計画中であるので、場合によっては賞与の支給が変動的になることもあり、支出の確実性を検討した上で、賞与引当金を設定することになる。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課、ながのコロニー)</p>	<p>ながのコロニー経理規程を改正（平成 21 年 3 月 28 日）し、退職給与引当金及び賞与引当金について「計上するものとする」として改善を図った。</p> <p>なお、平成 20 年度決算においては、賞与引当金について引当金処理を行った。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課、ながのコロニー)</p>

## 措置の通知書

平成 20 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>監査対象 長野市職員互助会</b></p> <p><b>4 ゴルフ場預託金の処理について</b> (報告書 230 ページ)</p> <p>グランステージカントリークラブ丸子コースを運営している国際菅平観光株式会社は平成 20 年 1 月 23 日付で東京地裁より再生計画の認可決定を受け、旧預託金 (4,500 千円) の 98%切り捨てが確定したことから、切り捨て金額 4,410 千円を貸倒損失に計上する必要がある。</p> <p>小諸高原ゴルフコースに関して、長野市職員互助会は、15 年後に預託金の返還請求は行うとのことであるが、会員権価格の相場がないことに加え、預託期間が 15 年間延長されていること及び 15 年後の返還方法が抽選の可能性が高く、預託金の回収可能性が少ないことから、預託金 (4,500 千円) に対して貸倒引当金を備忘価格まで引き当てる必要がある。 (職員課、長野市職員互助会)</p> <p><b>5 紀州鉄道保養施設の処理について</b> (報告書 230 ページ)</p> <p>会計上、土地付建物を取得した場合には土地と建物の簿価を按分して計上し、建物については減価償却を実施する必要がある。 (職員課、長野市職員互助会)</p> <p><b>6 財産目録への記載漏れ</b> (報告書 230 ページ)</p> <p>以下の財産が財産目録に計上されていない。</p> <p>①一般会計 20 年度への繰越額 1,030,409 円</p> <p>②貸付事業特別会計 20 年度への繰越額 42,508,905 円</p> <p>③奨学資金貸付事業特別会計 20 年度への繰越額 9,495,433 円</p> <p>財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債について、その名称、数量、価額等を詳細に表示すべきものである。上記の繰越額は預金として存在しており金額的にも重要なものである。財産目録に明示し、監事の監査の対象とすべきである。 (職員課、長野市職員互助会)</p>	<p>指摘事項 3 件については、長野市職員互助会が任意団体であることから、法人等に準じた会計処理を行っていないこと等による認識不足が原因となっている。</p> <p>ゴルフ場預託金の処理については、平成 20 年度決算における財産目録上、グランステージカントリークラブ丸子コース（現上田丸子グランヴィリオゴルフ倶楽部）の預託金記載金額を 90 千円とし、また小諸高原ゴルフコースの預託金記載金額を 1 円とすることで、改善を図った。 (職員課、長野市職員互助会)</p> <p>紀州鉄道保養施設の処理については、平成 20 年度決算における財産目録上、土地と建物を分けて計上した上で、建物については減価償却を実施した後の価額を記載することで改善を図った。 (職員課、長野市職員互助会)</p> <p>財産目録への記載漏れについては、平成 20 年度決算における財産目録上、指摘のあった 3 会計の繰越額を明示することで改善を図った。 (職員課、長野市職員互助会)</p>